

2018年3月

最高人民法院が発表した仲裁判断の承認・執行の審査等に関する規定について

仲裁は、異なる国に所在する企業同士の紛争解決において広く利用されています。これは、仲裁手続の迅速性、公平性といった利点が認められるほか、ある国の裁判所の判決が他国で執行できるとは限らないのに対し、外国仲裁判断の承認および執行に関する条約（いわゆるニューヨーク条約。以下「NY条約」といいます。）の加盟国（157か国）においては、仲裁手続で獲得した仲裁判断の承認・執行が可能であることによります。すなわち、仲裁手続を紛争解決手段として選択し、またはこれから仲裁を申し立てようとする当事者は、NY条約第5条の仲裁判断の承認・執行が拒まれる場合に該当しない限り、ある国の仲裁で獲得した仲裁判断が他国でも承認・執行されることを期待できます。

この点、我が国の裁判所の判決は、中華人民共和国（以下「中国」といい、ここでは香港・澳門・台湾を含みません。）では執行できないので、中国との契約においては、紛争解決手段として仲裁を合意することが多く見られます。そして、中国では、中国国外の仲裁機関による仲裁判断の承認・執行の判断は人民法院（裁判所）が行うとされ、仲裁判断を得た当事者が、執行を求める際は人民法院へ申立てをし、人民法院の審理を経ることになります。この場合において、申立てをされた当事者が、承認・執行の拒絶理由があることや、仲裁合意が無効であることを主張することがあります。

今般、最高人民法院は、以上の仲裁判断の承認・執行の審理について、注目すべき2つの司法解釈を制定し、2018年1月1日より施行しました。本ニューズレターでは、中国における国際的な紛争解決に係る中国国外の仲裁機関の仲裁判断の承認・執行について概観するとともに、当該司法解釈の内容をご紹介します。

## 1 中国における外国仲裁判断の承認・執行に関する法令の定め

- (1) 中国法上の外国仲裁判断の承認・執行拒絶要件  
中国は、1986年にNY条約に加盟し、1991年には、同年制定の民事訴訟法において、中国国外の仲

裁機関による仲裁判断（以下「外国仲裁判断」といいます。）の承認・執行は、当事者が執行を受ける者の住所地又は執行対象財産の所在地の中級人民法院に対して申立てをすべきとの条文が設けられています（2017年民事訴訟法第283条）。

そして、かかる申請に対し、人民法院は、以下の場合には、外国仲裁判断の執行を行わない旨の裁定をすることとされています（2017年民事訴訟法第274条）。

- (i) 当事者が契約に仲裁条項を定めていない又は事後に書面による仲裁合意に達していない場合
  - (ii) 仲裁の被申立人が仲裁院の指定若しくは仲裁手続の進行の通知を受けていない又は被申立人に帰責できない理由で意見を述べられなかった場合
  - (iii) 仲裁廷の構成又は仲裁の手続が仲裁規則に合致しない場合
  - (iv) 判断された事項が仲裁合意の範囲に属さず又は仲裁機関に仲裁権限がないことといった事由がある場合
  - (v) 当該判断の執行が社会公共の利益に反すると認められる場合
- (2) 中国法上の仲裁合意の準拠法決定規範

人民法院が、仲裁合意の準拠法を決定する場合は、中華人民共和国涉外民事関係法律適用法（以下「適用法」といいます。）第18条によることとなります。同条によれば、当事者は仲裁合意の準拠法を選択できるとされ、この選択がされていない場合は、仲裁機関の所在地又は仲裁地の法律によるとされています。したがって、人民法院が、仲裁合意の有効性を判断するときは、ここで決定された準拠法に基づきすることになります。

- (3) 仲裁合意の準拠法が中国法となった場合の規範  
仲裁合意の準拠法が中国法となる場合は、中国仲裁法が適用されます。同法では、仲裁合意は①仲裁申立の意思表示、②仲裁に付する事項、③選定する

【監修者】 [パートナー弁護士 児玉 実史](#)

【執筆者】 [弁護士 日野 真太郎](#)

【執筆者】 [中国律師 唐 麗花](#)

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニューズレター係  
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: [newsletter@kitahama.or.jp](mailto:newsletter@kitahama.or.jp))

〔大阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業

〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル  
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080・1130・9550

〔東京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サビアタワー14F  
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所

〒812-0018 福岡市博多区住吉 1-2-25  
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F  
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp>



仲裁委員会を含まなければならず(中国仲裁法第16条)、仲裁に付する事項や仲裁委員会について合意がなく、又は約定が不明確である場合で、当事者間で合意が追加されない場合、かかる仲裁合意は無効となります(同法第18条)。これは、他国に比べると仲裁合意の成立の範囲を狭めるもので<sup>i</sup>、いわゆるアドホック仲裁を認めないものです。

#### (4) 中国における照会制度

中国には、人民法院が、外国仲裁合意の効力を無効とする場合や、外国仲裁判断の承認・執行を拒絶する場合に、上級審に照会する制度(以下「照会制度」といいます。)があります。すなわち、最高人民法院は、1995年に、人民法院が外国仲裁合意の効力を無効・失効・内容不明確で執行不可と判断し、又は外国仲裁判断を承認・執行を拒絶する場合について、1998年に、外国仲裁判断を取り消す場合について、事前に高級人民法院に報告して審査を求め、高級人民法院も同様の結論に達した場合は、最高人民法院に対してその意見を報告し、最高人民法院の回答を待たなければならないとの司法解釈(以下合わせて「95・98年司法解釈」といいます。)を施行しました<sup>ii</sup>。この司法解釈により、外国仲裁合意を無効とし、又は外国仲裁判断の承認・執行を拒絶するには、最高人民法院の「お墨付き」がないとできないということになりました。

## 2 中国における外国仲裁判断の承認・執行の問題点

中国の外国仲裁判断の承認・執行の手續に関して、実務上被申立人から仲裁条項が無効であるとの意見が出されることが少なくないこと<sup>iii</sup>や、中国は裁判所が仲裁判断等に対し過剰に介入する傾向があること<sup>iv</sup>が指摘されています。

理論的には、仲裁合意の準拠法が中国法でない限りは、かかる中国仲裁法の規定があることは、ただちに1(1)でご紹介した外国仲裁判断の承認・執行の拒絶要件である(i)~(v)を満たす訳ではありませんが、場合によっては(v)を充足する可能性があり、又はそういった主張を被申立人からされる可能性があります。そのため、本ニューズレターの監修者及び執筆者らも、中国での承認・執行の可能性のある契約における仲裁合意は、中国以外に比して仲裁合意が無効と判断される又は承認・執行が拒絶されるリスクが高いことを踏まえて作成する必要があると認識していました。

そして、このようなリスクは、当事者間で中国法以外の準拠法に基づき、又は中国法以外の準拠法を念頭に仲裁合意をした場合において、外国仲裁判断を得たとしても、中国において承認・執行されない懸念を生んでいました。

## 3 司法解釈の内容について

### (1) 概説

最高人民法院は、この度、「最高人民法院の仲裁司法審査案件についての報告・審査問題に関する規定」<sup>v</sup>(以下「報告審査規定」といいます。)及び「最高人民法院の仲裁司法審査案件の審理についての若干の問題に関する規定」<sup>vi</sup>(以下「審理規定」といいます。)を公布し、2018年1月1日より施行しました。以下では、両規定のうち、主に外国仲裁判断に関わる部分を概説します。

### (2) 「仲裁司法審査案件」の範囲

両規定は、いずれも、「仲裁司法審査案件」として6類型を定義しています(報告審査規定第1条、審理規定第1条)。

これら6類型を更にまとめると、仲裁合意の効力確認案件、中国国内の仲裁判断の取消案件、全ての仲裁判断の承認執行案件という3類型になります。これらはいずれも、95・98年司法解釈で照会制度の対象とされている類型です。

### (3) 報告審査規定の概要

報告審査規定は、主に、人民法院内部で仲裁司法審査案件を審理する際の手続等を定めるものです。95・98年司法解釈で定められた、最高人民法院に至るまでの照会制度は、報告審査規定第2条第1項で維持されています。

### (4) 審理規定の概要

審理規定は、主に、人民法院が仲裁司法審査案件を審理する際の判断基準等を定めるものです。その概要は以下の通りです。

#### a. 管轄に関する事項

仲裁合意の効力確認申立て案件の管轄人民法院が明示され(第2条)、以下の場合における、外国仲裁判断の承認申立ての際の管轄人民法院が明示されました(第3条)。

①外国仲裁判断が、人民法院の審理している案件と関連し、かつ、被申立人の住所地及び同人の財産所在地が中国以外のとき

②外国仲裁判断が、中国の仲裁機関が審理している案件と関連し、かつ、被申立人の住所及び同人の財産所在地が中国以外のとき

#### b. 提出書面に関する事項

仲裁合意の効力確認、仲裁判断の承認・取消しを申し立てる際に提出すべき書面が明示されました(第5条、第6条)。

#### c. 「涉外仲裁合意」「涉外仲裁判断」の範囲に関する事項



一定の事由を満たす場合について、涉外仲裁合意及び涉外仲裁判断とするという形で判断基準が明示されました（第 12 条。一定の事由については注 ix 参照）。これによれば、当事者の一方又は双方が外国法人であり、又はその常居所地が中国国外である場合や、目的物が中国領域外である場合等は、涉外仲裁合意又は涉外仲裁判断に該当するとされます。したがって、多くの外国仲裁判断は、涉外仲裁判断に該当すると思われます。ただし、外国企業の中国子会社と中国企業との仲裁は、涉外仲裁には該当しないことには留意が必要です。

d. 涉外仲裁合意の準拠法に関する事項

当事者間における涉外仲裁合意の準拠法を選択する合意が認められるためには明確な意思表示が必要であり、契約の準拠法を合意するに留まる場合は、それをもって仲裁条項の準拠法であるとは判断しないとされました（第 13 条）。

e. 仲裁合意の準拠法の確定基準に関する事項

人民法院が、涉外仲裁合意の準拠法を確定する場合に、①当事者が当該準拠法を選択しておらず、②仲裁機関の所在地法と仲裁地法を適用した場合に判断が分かるときは、仲裁合意を有効とする法律を適用すべきとされました（第 14 条）。また、仲裁合意に仲裁機関及び仲裁地に定めがないが、仲裁合意記載の仲裁規則に従って仲裁機関又は仲裁地を確定できるときは、これをもって仲裁機関又は仲裁地とすべきとされました（第 15 条）。

f. NY 条約に基づく外国仲裁判断の承認・執行の審査基準に関する事項

人民法院が、NY 条約を適用して外国仲裁判断の承認・執行を審査する場合に、当事者が仲裁合意を無効と主張するときは、NY 条約第 5 条第 1 項第 1 号に基づき、仲裁合意の効力確認に関して適用すべき法律を確定すべきこととされました（第 16 条）。

## 4 若干のコメント

両規定は、外国仲裁判断の承認執行との関係で言えば、仲裁司法審査案件について従前の照会制度を維持したこと（報告審査規定）、その手続的事項を明確にしたこと（審理規定第 3 条、第 5 条、第 6 条）、人民法院の NY 条約に基づく審査の際に仲裁合意を無効とできる場合を限定したこと（審理規定第 16 条）に意義がありますが、最も意義があるのは、人民法院における涉外仲裁合意の準拠法の確定に関する判断基準を明示し、かつ、この基準が仲裁合意を有効とするよう

な方向に働くものであることです。この基準は、以下のようになっています。

- (1) 当事者間で涉外仲裁合意の準拠法合意あり  
明確に合意された準拠法が仲裁合意の準拠法となる（審理規定第 13 条）。
- (2) 当事者間で涉外仲裁合意の準拠法合意なし
  - ① 契約の準拠法が直ちに涉外仲裁合意の準拠法とは解釈されない（審理規定第 13 条）。
  - ② 涉外仲裁合意の準拠法は、仲裁機関の所在地法又は仲裁地法を適用し、適用する法によって判断が分かれる場合は仲裁合意を有効とする法律を適用する（審理規定第 14 条）。
  - ③ 当事者間で仲裁機関及び仲裁地の定めがない場合で、合意された仲裁規則に従って仲裁機関又は仲裁地を確定できるときは、それらを②の仲裁機関又は仲裁地とする（審理規定第 15 条）。

この基準により、今後は、当事者間で仲裁合意の準拠法を、契約自体の準拠法とは別に明確に合意することで、仲裁合意の準拠法を確実に定めることができることとなりました。なお、ICC や JCAA の仲裁合意のモデル条項には仲裁合意の準拠法の合意を含んでいませんが、HKIAC のモデル条項にはかかる合意を含むものがあり<sup>vii</sup>、参考になります。

また、仲裁合意の準拠法の合意を含んでいない仲裁合意についても、仲裁機関の所在地法又は仲裁地法のいずれかに基づき仲裁合意が有効とされれば無効とはされないこととなりました。これにより、仲裁合意が無効と判断されるリスクも下がったと言えるでしょう。

以上より、中国における承認・執行の可能性がある契約における仲裁合意を有効にするための判断基準が明確になり、仲裁合意が無効と判断される又は承認・執行が拒絶されるリスクは大きく下がったと言えます。

## 5 報告審査規定の訳文

最高人民法院の仲裁司法審査案件についての報告・審査問題に関する規定（法釈〔2017〕21号）

仲裁司法審査案件を正確に審理し、裁判の基準を統一し、法に基づき当事者の適法な権利を保護し、仲裁の発展を保障するため、「中華人民共和國民事訴訟法」「中華人民共和國仲裁法」等の法規に基づき、裁判実務を踏まえて、本規定を制定する。

### 第 1 条

本規定に定める仲裁司法審査案件は、以下の案件を含む。

- (1) 仲裁合意の効力の確認を申し立てる案件。

- (2) わが国の内地の仲裁機関による仲裁判断の取消を申し立てる案件。
- (3) わが国の内地の仲裁機関による仲裁判断の執行を申し立てる案件。
- (4) 香港特別行政区、澳門特別行政区、台湾地域の仲裁判断の承認及び執行を申し立てる案件。
- (5) 外国の仲裁判断の承認及び執行を申し立てる案件。
- (6) その他の仲裁司法審査案件。

## 第2条

各中級人民法院又は専門人民法院は、外国、香港、澳門、台湾に係る仲裁司法審査案件を取り扱う場合、審査により仲裁合意を無効と認定しようとするとき、わが国の内地の仲裁機関による仲裁判断の執行を認めない又は当該仲裁判断を取り消そうとするとき、香港特別行政区、澳門特別行政区、台湾地域の仲裁判断の認可及び執行を認めないとするときは、当該管轄区が所属する高級人民法院に対し報告し、審査を求めなければならない。最高人民法院が審査を経て同意しようとするときは、最高人民法院に対し報告し、審査を求めなければならない。最高人民法院の審査を得た後、最高人民法院の審査意見に基づき裁定を行うことができる。

各中級人民法院又は専門人民法院は、外国、香港、澳門、台湾に係らない仲裁司法審査案件を取り扱う場合、審査により仲裁合意を無効と認定しようとするとき、わが国の内地の仲裁機関による仲裁判断の執行を認めない又は当該仲裁判断を取り消そうとするときは、当該管轄区が所属する高級人民法院に対し報告し、審査を求めなければならない。高級人民法院の審査を得た後、高級人民法院の審査意見に基づき裁定を行うことができる。

## 第3条

本規定第2条第2項に定める外国、香港、澳門、台湾に係らない仲裁司法審査案件について、高級人民法院が審査を経て中級人民法院又は専門人民法院が認定した仲裁合意の無効に同意しようとするとき、わが国の内地の仲裁機関による仲裁判断の執行を認めない又は当該仲裁判断を取り消そうとするとき、以下の事由があるときは、最高人民法院に対し報告し、審査を求めなければならない。最高人民法院の審査を得た後、最高人民法院の審査意見に基づき裁定を行うことができる。

- (1) 仲裁司法審査案件の当事者の住所地が省級の行政区域を跨がる場合

- (2) 社会公共利益への違背を理由として、わが国の内地の仲裁機関による仲裁判断の執行を認めず又は当該仲裁判断の取消しの判断をした場合

## 第4条

下級の人民法院が上級の人民法院に対して報告し、審査を求める案件については、書面の報告書及び案件等に関する資料を合わせて報告しなければならない。書面の報告書には、審査意見及び具体的な理由を明記しなければならない。

## 第5条

上級の人民法院が、下級の人民法院から報告、審査の申請を受け取った後、案件に関連する事実不明なところがあると判断したときは、当事者へ確認を実施し、又は下級の人民法院に対し補充審査により事実を明確にした後に再度報告するよう返送することができる。

## 第6条

上級の人民法院は、回答書の形式により、審査の意見を下級の人民法院に回答しなければならない。

## 第7条

民事訴訟の案件において、人民法院が仲裁合意の効力に関して行った不受理、訴えの却下、管轄権に対する異議の却下に関する裁定について、当事者に不服があつて上訴するときは、第二審の人民法院は、審査を経て仲裁合意の不成立、無効、失効、内容の不明確により執行することができないと認定しようとするときは、全て本規定第2条の規定にしたがい、審級に応じて逐次報告し、審査を求めなければならない。上級の人民法院の審査の後に、上級の人民法院の審査意見に基づき裁定を行うことができる。

## 第8条

本規定は、2018年1月1日より施行され、最高人民法院が以前公布した司法解释と本規定で一致していない内容については、本規定によるものとする。

## 6 審理規定の訳文

最高人民法院の仲裁司法審査案件の審理についての若干の問題に関する規定（法釈〔2017〕22号）

仲裁司法審査案件を正確に審理し、法に則り当事者の適法な権利を保護するため、「中華人民共和國民事訴訟法」「中華人民共和國仲裁法」等の法規に基づき、裁判実務を踏まえて、本規定を制定する。



## 第1条

本規定に定める仲裁司法審査案件は、以下の案件を含む。

- (1) 仲裁合意の効力の確認を申し立てる案件。
- (2) わが国の内地<sup>viii</sup>の仲裁機関による仲裁判断の執行を申し立てる案件。
- (3) わが国の内地の仲裁機関による仲裁判断の取消を申し立てる案件。
- (4) 香港特別行政区、澳門特別行政区、台湾地域の仲裁判断の認可及び執行を申し立てる案件。
- (5) 外国仲裁判断の承認及び執行を申し立てる案件。
- (6) その他の仲裁司法審査案件。

## 第2条

仲裁合意の効力の確認を申し立てる案件は、仲裁合意に定める仲裁機関の所在地、仲裁合意の締結地、申立人の住所地、若しくは被申立人の住所地の中級人民法院又は専門人民法院が管轄する。

海事、海商に係る紛争の仲裁合意の効力に関する案件は、仲裁合意に定める仲裁機関の所在地、仲裁合意の締結地、申立人の住所地、又は被申立人の住所地の海事法院が管轄する。これらの土地に海事法院がない場合は、最寄りの海事法院が管轄する。

## 第3条

外国の仲裁判断が、人民法院の審理している案件と関連するものであり、且つ被申立人の住所地、被申立人の財産所在地がいずれもわが国の内地にはない場合に、申立人が外国仲裁判断の承認を申し立てるときは、関連する案件を受理している人民法院が管轄する。関連する案件を受理している人民法院が基層人民法院であるときは、外国仲裁判断の承認を申し立てる案件について、当該基層人民法院の一級上の人民法院が管轄しなければならない。関連する案件を受理している人民法院が高級人民法院又は最高人民法院であるときは、これらの法院は自ら審理するか又は中級人民法院を指定して審理させるか決定する。

外国仲裁判断が、わが国の内地の仲裁機関が審理している案件と関連するものであり、且つ被申立人の住所地、被申立人の財産所在地がいずれもわが国の内地にはない場合に、申立人が外国仲裁判断の承認を申し立てるときは、関連する案件を受理している仲裁機関所在地の中級人民法院が管轄する。

## 第4条

申立人が二つ以上の管轄権を有する人民法院に申立てをした場合、最初に立件した人民法院が管轄する。

## 第5条

申立人が、人民法院に対し、仲裁合意の効力の確認を申し立てるときは、申立書及び仲裁合意の原本又は誤りがないことが証明された副本を提出しなければならない。

申立書には下記事項を明記しなければならない。

- (1) 申立人又は被申立人が自然人であるときは、その氏名、性別、生年月日、国籍及び住所を明記しなければならない。申立人又は被申立人が法人又はその他の組織であるときは、その名称、住所及び法定代表人又は代表人の氏名及び職務を明記しなければならない。
- (2) 仲裁合意の内容。
- (3) 具体的な請求及び理由。

当事者が提出した外国語の申立書、仲裁合意及びその他の書類には、中国語訳を添付しなければならない。

## 第6条

申立人が、人民法院に対し、わが国内地の仲裁機関による仲裁判断の承認若しくは取消しを申し立てるとき、又は外国の仲裁機関による仲裁判断の承認及び執行を申し立てるときは、申立書及び仲裁判断書の原本又は誤りがないことが証明された副本を提出しなければならない。

申立書には下記事項を明記しなければならない。

- (1) 申立人又は被申立人が自然人であるときは、その氏名、性別、生年月日、国籍及び住所を明記しなければならない。申立人又は被申立人が法人又はその他の組織であるときは、その名称、住所及び法定代表人又は代表人の氏名及び職務を明記しなければならない。
- (2) 仲裁判断書の主な内容及び効力発生日。
- (3) 具体的な請求及び理由。

当事者が提出した外国語の申立書、仲裁判断書及びその他の書類には、中国語訳を添付しなければならない。

## 第7条

申立人が提出した書類が、第5条、第6条の規定を満たしておらず、人民法院の釈明を経た後提出した書類も規定を満たさないときは、人民法院は、不受理を裁定する。

申立人が、管轄権を有しない人民法院に対して申し立てたときは、当該人民法院は申立人に対し、管轄権を有する人民法院に対して申立てるよう告知しなければならない。当該告知を受けたにもかかわらず、申立人



が申立てを変更しない場合は、人民法院は不受理を裁定する。

申立人は不受理の裁定に対して不服があれば、上訴の提起ができる。

#### 第 8 条

人民法院は、立件した後、案件が受理条件を満たしていないことを発見したときは、申立ての却下を裁定する。

前項に定める申立ての却下が裁定された案件については、申立人が再度申し立てをし、当該案件が受理条件を満たしているときは、人民法院は当該案件を受理しなければならない。

申立人は申立ての却下の裁定に対して不服があれば、上訴の提起ができる。

#### 第 9 条

申立人の申立てについて、人民法院は、7 日以内に申立てを受理するか否かを決定しなければならない。

人民法院は仲裁司法審査案件を受理した後、5 日以内に申立人及び被申立人に対して通知書を発送し、受理状況及び関連する権利義務について告知しなければならない。

#### 第 10 条

人民法院が、仲裁司法審査案件を受理した後、被申立人に管轄権に対する異議があるときは、人民法院の通知を受けてから 15 日以内に管轄権に対する異議を提出しなければならない。人民法院は被申立人が申し立てた異議について、審査し裁定を行わなければならない。当事者は裁定に不服があれば、上訴の提起ができる。

中華人民共和国の領域内に住所がない被申立人は、人民法院の管轄権に対する異議があるときは、人民法院の通知を受けてから 30 日以内に管轄権に対する異議を提出しなければならない。

#### 第 11 条

人民法院が、仲裁司法審査案件を審理するときは、合議廷を形成し、当事者の尋問を行わなければならない。

#### 第 12 条

仲裁合意又は仲裁判断が、「最高人民法院の「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」の適用に関する若干の問題についての解釈（一）」第 1 条規定の事由<sup>ix</sup>のいずれかに該当するときは、涉外仲裁合意又は涉外仲裁判断とする。

#### 第 13 条

当事者が、涉外仲裁合意の効力の確認に関する準拠法を合意により選択するときは、明確な意思表示をしなければならない。契約に関する準拠法を合意したに留まる法律は、契約における仲裁条項の効力の確認に関する準拠法であるとすることはできない。

#### 第 14 条

人民法院が、「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」第 18 条に基づき、涉外仲裁合意の効力の確認に関する準拠法を確定する場合に、当事者が準拠法について選択しておらず、仲裁合意の効力に対して仲裁機関の所在地の法律を適用して行う判断と仲裁地の法律を適用して行う判断とが一致しないときは、人民法院は、仲裁合意を有効と確認する法律を適用しなければならない。

#### 第 15 条

仲裁合意に仲裁機関及び仲裁地について定めがないが、仲裁合意において適用を合意した仲裁規則に従い、仲裁機関又は仲裁地を確定することができるときは、これを「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」第 18 条規定の仲裁機関又は仲裁地と判断しなければならない。

#### 第 16 条

人民法院が、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」<sup>x</sup>を適用し、当事者が申し立てた外国仲裁判断案件の承認及び執行を審査する場合で、被申立人が仲裁合意が無効であることを抗弁するときは、人民法院は、当該条約の第 5 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、仲裁合意の効力の確認に関して適用すべき法律を確定しなければならない。

#### 第 17 条

人民法院が、わが国の内地の仲裁機構がした非涉外仲裁判断の執行の申立てを審理するときは、「中華人民共和国民事訴訟法」第 237 条の規定を適用する。

人民法院が、わが国の内地仲裁機構がした涉外仲裁判断の執行の申立てを審理するときは「中華人民共和国民事訴訟法」第 274 条の規定を適用する。

#### 第 18 条

「中華人民共和国民事仲裁法」第 58 条第 1 項第 6 号及び「中華人民共和国民事訴訟法」第 237 条第 2 項第 6 号規定の仲裁人の、仲裁を行う際の、賄賂の要求若しくは受取り、私利を図る行為又は法を枉げた判断



行為とは、既に効力が発生した刑事法律文書又は紀律処分決定により確認された行為を指す。

#### 第 19 条

人民法院が、仲裁司法審査案件を受理した後、裁定を行う前に、申立人が申立ての取り下げを求めたときは、これを承認する裁定をする。

#### 第 20 条

人民法院が、仲裁司法審査案件において行った裁定は、不受理、申立ての却下、管轄権の異議に関する裁定を除き、送達された後直ちに法的効力を生じる。当事者が再度の審議、上訴の提起又は再審を申し立てた場合も、人民法院は受理しない。ただし、法律及び司法解釈が別途定める場合はこの限りではない。

#### 第 21 条

人民法院が受理した香港特別行政区、澳門特別行政区、台湾地域の仲裁合意の効力の確認に関する案件、わが国の内地の仲裁機関による香港特別行政区、澳門特別行政区、台湾地域の仲裁判断の執行又は取消しの申立てに関する案件は、涉外仲裁司法審査案件の規定を参照し審理する。

#### 第 22 条

本規定は、2018 年 1 月 1 日より施行され、最高人民法院が以前公布した司法解釈と本規定で一致しない内容については、本規定によるものとする。

- ④ 民事関係を発生、変更又は消滅させる法律事実が中国の領域外で発生した場合
  - ⑤ 涉外民事関係と認定できるその他の事由
- x NY 条約を指します。

<sup>i</sup> たとえば日本法では、仲裁合意とは、既に生じた民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係に関する民事上の紛争の解決を一人以上の仲裁人にゆだね、その判断に服する旨の合意をいうとされており（仲裁法第 2 条）、これに比べると中国法の仲裁合意の定義は相当狭いといえます。

<sup>ii</sup> 「最高人民法院关于人民法院处理与涉外仲裁及外国仲裁事项有关问题的通知」（1995 年 8 月 28 日公布）、「最高人民法院关于人民法院撤销涉外仲裁裁决有关事项的通知」（1998 年 4 月 23 日公布）

<sup>iii</sup> 藤本一郎「中国における外国仲裁判断の承認・執行の事例研究 第 3 回『無効』な仲裁条項に基づく外国仲裁判断の承認・執行が認められた例」JCA ジャーナル第 64 巻 5 号 34 頁（2017）

<sup>iv</sup> フレッシュフィールドズブルックハウスデリンガー法律事務所編「よくわかる国際仲裁」45 頁（商事法務・2014）

<sup>v</sup> 「最高人民法院关于仲裁司法审查案件报核问题的有关规定」

<sup>vi</sup> 「最高人民法院关于审理仲裁司法审查案件若干问题的规定」

<sup>vii</sup> 以下の HKIAC のウェブサイト（2018 年 3 月 4 日閲覧）によります。  
<http://www.hkiac.org/arbitration/model-clauses>

<sup>viii</sup> 香港、澳門及び台湾を除く地域を指します。

<sup>ix</sup> 以下の事由を指します。

- ① 当事者の一方又は双方が外国公民、外国法人又はその他の組織、国籍がない者である場合
- ② 当事者の一方又は双方の常居所地が中国の領域外にある場合
- ③ 目的物が中国の領域外にある場合